

# 措置通知書

土木部 土木政策課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 領収書綴において</p> <p>ア 佐世保市財務規則第 77 条第 1 項で「出納員は、領収書綴受払簿を備え領収書綴の受払いを整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書綴受払簿に受払いの管理を行っていないものがあった。</p> <p>イ 使用可能な領収書を適切に管理していなかった。</p> <p>2. 支出事務</p> <p>① タクシーチケットにおいて、未使用のまま所在が不明となっているものがあった。</p>	<p>財務規則の認識不足により、総務課から受け取った領収書綴について、受払簿での管理を失念していたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、令和 3 年 4 月 23 日に領収書綴受払簿を調べました。</p> <p>今後は、財務規則の再確認を行うとともに、適正な管理を行うよう周知徹底しました。</p> <p>過去の使用済みの領収書綴のうち、未使用分の領収書につきましては、左上に 1 か所穴を開けることで無効処理ができたことと誤認していたものです。</p> <p>今回の指摘を受けて、令和 3 年 4 月 23 日に領収書全面に「無効」のゴム印を押印して処理を行い保管いたしました。</p> <p>今後は、適正な管理を行うよう課内で周知徹底しました。</p> <p>職員の管理不十分によりタクシーチケットが所在不明になっているものです。</p> <p>チケットを職員に渡す際には、必ず左側摘要欄に受け取った職員の氏名と渡した日を記入することとしておりますが、今回の指摘を受け、新たに部独自様式の所在確認票に受け取りの受領印を求めることにしました。</p> <p>また、令和 3 年 8 月 16 日に内部統制刷新担当会議事務局へ事故等発生報告書を提出するとともに、「リスク管理調査表」に登載しました。</p> <p>今後は、部内全課において定期的（毎月初め）に所在確認を行い、再発防止に努めるよう部内で周知徹底しました。</p>

# 措置通知書

土木部 土木政策課

報告を受けた事項	措置状況
<p>3. 契約事務</p> <p>① 早岐駅歩行者道線エレベーター設備保守管理業務委託契約において、佐世保市財務規則第 166 条の 2 第 1 項第 1 号及び財務規則事務取扱要領 4(2)で執行予定総額 600 万円以上 1,000 万円未満の業務委託契約にかかる予定価格の設定者は部長及び準部の長と規定されているにもかかわらず、課長が予定価格を設定していた。</p> <p>② 早岐駅歩行者道線清掃業務委託契約において</p> <p>ア 佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第 7 条第 1 項で「予定価格は、…積算価格の 100 円未満の端数を切り捨てた額に、消費税等相当額を加算する方法により行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、誤った金額を予定価格として設定していた。</p> <p>イ 佐世保市業務委託の予定価格及び最低制限価格の決定等に係る事務処理要綱第 5 条第 1 項第 2 号で「コンサル業務以外の業務…(算出した額に 100 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。)に消費税等相当額を加算した額」を最低制限価格の算定方法とすると規定されているにもかかわらず、誤った金額を最低制限価格として設定していた。</p>	<p>財務規則の確認不足により、長期継続契約において執行予定総額に応じた予定価格の設定者を誤っていたものです。</p> <p>今後は、財務規則及び契約に係る要綱等の再確認を行い、規則等に則って、適正な事務処理を行うよう課内で周知徹底しました。</p> <p>基幹要綱の確認不足により、誤って 100 円未満の端数を切り捨てずに予定価格を設定していたものです。</p> <p>今後は、要綱を再確認するとともに予定価格の設定者において設定の際に改めて確認を行い、適正な事務処理を行うよう課内で周知徹底しました。</p> <p>事務処理要綱の確認不足により誤って 100 円未満の端数を切り捨てずに最低制限価格を設定していたものです。</p> <p>今後は、要綱を再確認するとともに予定価格の設定者において設定の際に改めて確認を行い、適正な事務処理を行うよう課内で周知徹底しました。</p>

# 措置通知書

土木部 土木政策課

報告を受けた事項	措置状況
<p>③ 大塔倉庫等巡回警備業務委託契約において、佐世保市業務委託の予定価格及び最低制限価格の決定等に係る事務処理要綱第5条第1項第2号で「コンサル業務以外の業務…（算出した額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。）に消費税等相当額を加算した額」を最低制限価格の算定方法とすると規定されているにもかかわらず、誤った金額を最低制限価格として設定していた。</p>	<p>事務処理要綱の確認不足により誤って100円未満の端数を切り捨てずに最低制限価格を設定していたものです。</p> <p>今後は、要綱を再確認するとともに予定価格の設定者において設定の際に改めて確認を行い、適正な事務処理を行うよう課内で周知徹底しました。</p>

# 措置通知書

土木部 土木管理課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>② 道路占用料において、佐世保市財務規則第 65 条で「…すでに調定した歳入について、変更すべき理由が判明したときは…第 62 条の規定に準じて…変更しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、第 62 条の規定に準じた変更を行っていませんでした。</p> <p>③ 法定外公共物占用料の算定において、佐世保市法定外公共物管理条例第 10 条別表 1 備考 1 で「占用料計算上、占用面積…に 1 単位未満の端数があるときは、これを 1 単位に切り上げる。」と規定されているにもかかわらず、端数を切り上げずに算定しているものがあつた。</p>	<p>占用許可の職権廃止に伴う道路占用料の減額調定に際し、財務規則第 65 条で準用する第 62 条の規定による調査確認を行っていないとの指摘ですが、減額調定の伺いにおいては、所属年度や歳入科目、納入金額、相手方の住所・氏名など必要事項を記載した上で、道路河川占用システムで管理している情報も添付して確認していることから、財務規則第 62 条から逸脱しているところはないと考えています。</p> <p>道路法第 32 条の適正運用のために、物件が既に撤去されているケースについては職権による占用許可廃止処理が必要との考えから廃止処理を行い、これに伴い占用料の減額調定を行っていました。しかしながら、占用の廃止処理に関し明確な事務処理基準がなかったことは、事務処理の透明性に欠けるところがあつたものと認識しています。</p> <p>したがって、令和 3 年 11 月 8 日付で、道路占用許可における占用物件撤去済みの場合の取扱い方針を定めました。今後は、この方針に従って処理します。</p> <p>道路法の規定と混同し、誤って算定したものです。</p> <p>今回の指摘を受け、令和 3 年 5 月 24 日付で許可証を差し替えるとともに、同年 6 月 14 日付で不足分を追徴しました。</p> <p>今後は再発防止のため、道路法と異なる端数処理となる水路、都市下水路等の占用については、起案書に申請書の数値と端数切り上げ後の数値を書き出すこととし、決裁ラインでの確認も徹底してまいります。</p> <p>なお、道路河川占用システムによる自動計算の対応が必要と考えますので、今後のDX推進のカスタマイズと併せて端数処理についてもカスタマイズを進めてまいります。</p>

# 措置通知書

土木部 土木管理課

報告を受けた事項	措置状況
<p>④ 道路占用料において、一部債権の消滅時効完成後に滞納処分を執行し、債権を回収しているものがあった。</p>	<p>債権管理に係る関係帳簿の確認不足により、誤って差押えを執行したものです。</p> <p>今回の指摘を受け、対象者に過誤納還付充当通知書を令和3年5月19日付で発送し、同年5月31日に還付しました。</p> <p>還付後の道路占用料は、消滅時効の完成した未収金であるため、令和3年7月15日付で不納欠損処分しました。</p> <p>今後は、債権管理のスケジュールを見直し、時効完成後、すぐに不納欠損処分を行い、同様の事案が発生しないように周知徹底しました。</p>
<p>⑤ 道路占用料（新規）において、佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第2条第1項で「市長は、税外諸収入金を納期限…までに納付しない者に対しては、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものがあった。</p>	<p>本件については、定期監査の度に指摘を受けていることから、その再発防止策として、占用料の債権管理は、業務管理票を作成して管理することとしていました。しかしながら、決裁ラインを含めて業務管理票の確認が十分でなかったことから見落としが発生し、督促漏れとなってしまいました。</p> <p>今回の指摘を受け、業務管理票を作成しているエクセルデータについて、納期限を過ぎて未収となっているものについては、一見して分かるように自動で警告表示が出るように設定し直しました。</p> <p>業務管理票の課内確認時期についても、毎月1日の調定後に加え、督促状の発送時期に近づく毎月15日ごろの2回としました。</p> <p>また、道路河川占用システムのカスタマイズによる債権管理と業務管理票の連携についても進めてまいります。</p>

# 措置通知書

土木部 土木管理課

報告を受けた事項	措置状況
<p>4. 財産管理事務</p> <p>① 道路占用許可ほかにおいて、申請書（更新分）を提出させていないものがあつた。</p>	<p>更新申請書の未提出に対しては、早めの更新案内の送付や架電による提出依頼などを行い、未提出の縮減に努めていますが、未提出がなくなるのが実情です。</p> <p>現在、令和4年4月1日付更新に向けた準備を進めており、更新案内の際に返信用封筒を同封することとしているほか、申請者の通信端末から専用サイトにアクセスいただき、更新手続きができるようシステム改修を行うこととしています。</p> <p>今後も申請者の一層の利便向上を図ることで未提出のさらなる縮減に努めてまいります。</p> <p>なお、市としては、これまで、次の理由から更新申請書が未提出であっても占用許可を行っていました。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①許可書・納付書を送付することで、毎年多くの占有者から納付があつていること。</li><li>②許可しない場合、占用料を請求できなくなってしまうこと。</li><li>③道路法の解説書「道路管理の手引」によれば、占用更新申請が未提出の場合の取扱いにつき、「占用許可の更新が当初から予定されている物件については、直ちに不法占用扱いすることは妥当ではない」としていること。</li></ul> <p>しかしながら、このたびの監査結果報告を機に、改めて、更新申請書の未提出の場合の取扱いについて検討した結果、占用許可の前提としては申請者の意思確認をするべきと整理しましたので、令和3年11月8日付で更新申請書が未提出の場合には許可しない取扱いとすることを方針決裁で決めました。今後はこの方針に従って処理いたします。</p> <p>また、本件については、監査結果報告において「コンプライアンスの観点から適法とは言えない」との指摘があつていますが、本件の取扱いについては、上述したとおりの理由で行つており、遵法意識の欠如したところはなく、この取扱いの方が市民に対してより公平であるとの考えから行つていたものであります。コ</p>

ンプライアンス上の問題があるとまでは言えないもの  
と考えていますが、既述のとおり、今回改めて整理し、  
方針決裁を定めて処理することとしました。

# 措置通知書

土木部 道路整備課

報告を受けた事項	措置状況
<p>2. 支出事務</p> <p>② 移設工事契約の一部変更契約において、佐世保市文書規程第 33 条第 1 項で「…契約…に関する起案書…は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、総務課長が審査対象外に指定していない変更契約書に関する起案書について、総務課長の審査を受けていなかった。</p>	<p>文書規程の認識不足により、審査対象外指定文書の登録内容と相違していたものの、起案書に総務課長の審査を受けずに契約を締結していたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、移設工事契約及び移設工事契約の一部変更契約の内容を見直し、新たに審査対象外指定文書の申請を行い、令和 3 年 6 月 29 日付で総務課長の指定を受け、土木部内の関係部署への周知及び令和 3 年 7 月 12 日付でグループウェア「各課からのお知らせ」へ土木政策課より投稿しました。</p> <p>今後は、審査対象外指定文書については、当該指定文書との照合を行うとともに、内容に相違がある場合、文書規程の規定を遵守し、総務課長の審査を受けるよう周知徹底しました。</p>